第明治三二十種郵年三月物三十一可日

C_{25} ＝ 0.034

C_{26} ＝ 0.004

C_{27} ＝ 0.002

C_{28} ＝ 0.0016

算式ⅩⅧ

$$\frac{\sum_{n=24}^{28}(B_n \times C_n)}{607\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅧの符号

A　測定単位の数値

B_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24} ＝ 0.025

C_{25} ＝ 0.025

C_{26} ＝ 0.003

C_{27} ＝ 0.002

C_{28} ＝ 0.0012

算式ⅩⅨ

$$\frac{\sum_{n=26}^{28}(B_n \times C_n)}{607\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅨの符号

A　測定単位の数値

B_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{26} ＝ 0.003

C_{27} ＝ 0.002

C_{28} ＝ 0.0012

算式ⅩⅩ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.475}{607\text{円} \times A}$$

平成 28 年熊本地震による災害に係る歳入欠かん債については、$\alpha \times 0.475$ が 0.750 に満たないときは 0.750 とす

C_{25} ＝ 0.006

C_{26} ＝ 0.004

C_{27} ＝ 0.002

算式ⅩⅧ

$$\frac{\sum_{n=24}^{27}(B_n \times C_n)}{636\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅧの符号

A　測定単位の数値

B_n　沖縄振興特別推進交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{24} ＝ 0.025

C_{25} ＝ 0.004

C_{26} ＝ 0.003

C_{27} ＝ 0.002

算式ⅩⅨ

$$\frac{\sum_{n=26}^{27}(B_n \times C_n)}{636\text{円} \times A}$$

算式ⅩⅨの符号

A　測定単位の数値

B_n　奄美群島振興交付金事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

C_{26} ＝ 0.003

C_{27} ＝ 0.002